

議案第 4 8 号

亀山市都市計画税条例の一部改正について

亀山市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 5 年 6 月 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を附則第13項とし、附則第11項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項、第8項」を「附則第8項、第9項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項中「第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項中「第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項中「第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の見出し及び1項を加える。

（法附則第15条第37項の条例で定める割合）

- 4 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀山市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第4項の規定は、平成25年4月1日以後に締結さ

れる地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用する。